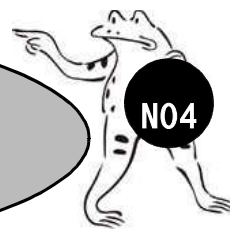


「その支出、ちょっとまったあ！」

すきでんぬきほ

京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟団 通信

2021.12.14



連絡先：大阪市中央区内淡路町1-3-11-402 ☎06-7777-4935

靖国合祀イヤですアジアネットワーク気付

<http://noyasukuni.g2.xrea.com/sukidensosyo/cyottomatta.html>

## 第4回 主基田抜穂の儀違憲住民訴訟 裁判傍聴記 その1

原告 蒔田直子

この住民訴訟の原告には、そうそうたる学者や宗教者が名を連ね、裁判の進行とともに、それぞれのライフワークともいべき長年の積み重ねが惜しみなく投入されていることがわかってきた。

漠然と生活の実感だけで気軽に原告になってしまった私は、議論される内容についていけなくて、はるか後ろから追いかけるだけで息切れしながらも、目からウロコの連続でわくわくしている。

ところで私は、「〇〇先生」と人を呼ぶのがとても苦手で、教員だったり、弁護士やお医者さんのどなたかを呼ぶときは、どうしたものかと一瞬戸惑ってしまうことがよくある。でも、今回の準備書面を手掛けた中島晃弁護士のことは、迷うことなく「中島先生」と呼ばせていただく。

数年前、下鴨神社、糺の森にマンション建設計画が持ち上がり、近隣でそれを止めようと住民運動が巻き起こり、京都市や建設会社を相手取った建設許可取り消し訴訟が闘われた。中島弁護士は糺の森の奥深くに棲む知恵者のおじいさんフクロウのようなのに、不退転の熱情でずっと先頭に立たれた。

また、鹿ヶ谷法然院で開かれている専修念佛の勉強会に中島先生はやってこられ、時おりここというときに発言されるので、その博識や思想の深さに、こりゃすごい！とひそかに尊敬を寄せていた。その中島先生が書かれた準備書面3は

「知事などの参列とそれにとまなう公金支出が政教分離に違反することを具体的にあきらかにするため、天皇の代替わりにとまなう大嘗祭と抜穂の儀等の一連の儀式について、古代から現在に至るまで、

どのように歴史的に変遷してきたのか、またそれが宗教儀式として、どのような意義と特質をもつものであるかを述べるもの」で、裁判ではその書面が読み上げられた。どんなに難解な文面が提出されるのかという不安を裏切り、その文章は平易でわかりやすく簡潔で、中高生にも理解できる説得力を持つものだった。法廷の傍聴人も原告も、興味深くみんな聴き入っている空気感の盛り上がりははっきり感じられた。（裁判官さん、こんな話は初めて聴くでしょ？興味深いですよね！）と言いたかった。

「大嘗祭」は、天皇即位のときには大昔から途切れることなく行われてきた儀式……なのだろうとなんとなく思っていた。「宗教儀式」に税金が使われるのは気持ち悪いし、天皇制が差別のもとだと思うので原告になると若い友人に話したとき、将来は田舎で農業をして生きていきたいというその若い人は「主基田とか大嘗祭は、国家神道よりずっと大昔から、稲作伝来の古来から続いているものでしょう？」と言った。無農薬や自然農の人たちの中には、大嘗祭のような農耕儀式に惹かれて天皇制に親近感を持つ人も多いんですよ……って。スピ系（スピリチュアル系）はもちろん、オーガニックとか手仕事系とか、天皇が好きみたいな人いっぱいいますよ……って。わたし知りませんでした。それはなんとなくの思い込みなのか、明仁天皇が宮中祭祀を熱心にやってきたことと関係あるのだろうか？

今回の準備書面をざっと端折れば以下のような内容だ。

7世紀には国郡制に基づく悠紀、主基田が律令制とともに展開することになった。平安期に入って仏教が浸透、大嘗祭は応仁の乱以来200年以上も中断する。

その後も中世から幕末まで、大嘗祭は長期にわたって中断するなど、天皇の代替わりに必須の祭祀ではなくなっていた。大嘗祭の形骸化に伴い、抜き穂の儀もまた形骸化し、形ばかりのものとなっていた。明治政府は神仏習合を否定し、明治天皇の即位の礼に天皇の代替わりの宮中祭祀として大嘗祭が大規模に行われるようになった。

明治天皇即位の大嘗祭に先立つ「抜き穂の儀」は、地方官である府県知事が天皇に服属することを誓う儀礼として行われた。天皇を頂点とする支配体制を確立するために神社神道を再編成して、「国家神道」がつくられていった。

敗戦と GHQ の指令による「国家神道」解体により、天皇が行う宮中祭祀は私的な宗教祭祀とされた（大嘗祭も）。

ところが、昭和天皇から明仁天皇への代替りにあたり、「即位の礼、大嘗祭の挙行について」閣議了解で公的支出が強行され「大嘗祭」が「国家の祭祀」として復活した（皇室典範には規定なし）

なんてこった！古代からずっと連綿とどころではない。明治天皇制国家の「国家神道」で出現し、そして敗戦とともに滅びたその国家道行事を、つい最近、（私も覚えている！30数年前！）強引に「国家祭祀」に祭り上げたということなのだった。「日本古来の伝統」と思い込まされていることの多くが、たとえば戸籍制度や男女の性別役割分担なんか、明治の天皇制国家体制の産物であることと同じではないか。いやそれよりずっと最近だ！騙されたらあかん、騙されたら。どうして、なぜ今、天皇制に宗教的脚色を国家予算を使ってほどこしたいのか、それは誰の必要によるものなのか？

皇室の女性たちがみんな揃って精神を病み、もうやっつけられないよと飛び出す人も出てきて、もう少ししたら続かなくなって終わりかな？という天皇制を、どうしても宗教にして生き延びさせたいのは、どこの誰の意向なのか、私はそれを知りたいと思い、裁判のこれからの展開にワクワクしている。

以上

## 裁判傍聴記 その2

福岡 木村真昭

去る10月19日この裁判の初めての傍聴のため京都地裁に出向いた。学生時代に大学闘争に絡む刑事事件の傍聴からもう50年近く経っている。地裁庁舎は建て替わっていたが、振りかえればその頃には向かいの（御）所には、大嘗祭用の敷地がまだ在ったことになる。先代明仁天皇の時から大嘗祭が挙行される大嘗宮は、現在の皇居に建てられたので目の前の（御）所のなかには今は存在しないのだ。「我が国の世界に誇るべきうるわしい伝統」と声高に主張する人もいますが、その時々都合によってどのようにも変えられるいい加減な伝統なのです。

地裁には、コロナ禍で久しく会えないでいた反靖国反天皇制の仲間たちの懐かしい顔があって、嬉しかったです。

さて、この日の弁論は、原告「準備書面3」が提出され中島晃弁護士が読み上げられました。内容は、「大嘗祭の歴史的変遷」について古代から近代までを概観して、仏教儀礼である即位灌頂の方は明治天皇の父である先代孝明天皇まで途切れずになされていたが、大嘗祭の方は応仁の乱以後約200年間は途絶えていたなど天皇の代替わりに当たっては必ずしも必須の祭祀ではなかったこと。また、近世・江戸期には抜き穂の儀も形骸化して悠紀・主基齋田とも京都御所から30kmという近場で済ませていたこと。

明治維新後に神仏習合を否定して即位灌頂を廃止し、国家神道を形成するために大嘗祭を宮中祭祀として大規模化させた。抜き穂の儀も律令制の国司に対応する地方官である府県知事に命じて行わせて、服属儀礼の意味も持たせた。

このように大嘗祭も抜き穂の儀も、政府が言うような古代から連綿と続いてきた伝統行事ではなく、全国の神社に対して伊勢神宮を頂点として序列再編させて作りあげた「国家神道」と同じく、明治維新以来の作られた伝統にすぎず、政府が大嘗祭について「極めて重要な伝統的皇位継承儀式で公的性格がある」という説明がウソであることを明らかにされました。

現憲法下における最初の天皇代替わりである明仁天皇の「大嘗祭の挙行」にあたっては「閣議口頭了解」だけで22億円超の国庫支出させましたが、今回も同じく27億円超を国庫支出させています。

要は、この大嘗祭と抜穂の儀は、明治帝国憲法下の規定を踏襲したものであり、政府見解にいうような単に農耕祭祀にとどまらず、新天皇が神武天皇以来の皇霊を引き継いで現人神になる儀式である神道儀式であるからこそ、政教分離違反となるのです。それにもかかわらず府知事が漫然と列席して関与したことは、憲法擁護義務を負い憲法秩序の構築を図るべき公務員としての自覚が欠如したものであるという外ありません。

閉廷前に裁判長から今後の予定について聴かれ、加島弁護士から「今後少なくともあと二回、原告の主張を出します。」と方針を示されました。今回も大嘗祭の歴史について深い知見の陳述がなされましたが、次回も近現代大嘗祭の特質について詳細な準備書面が出されるようです。非常に内容が濃い弁論が続いていますから、日本歴史や憲法について深く学びたい方にとっては大学の公開講座の趣で傍聴したもん儲けといえるでしょう。

大嘗祭に関して私が知りたいことが二つあります。どなたか教えてください。

① 天皇霊は生きた天皇の中に相続されていき、天皇「崩御」の後には新天皇が大嘗宮内に安置された真床大衾に包まって引き継ぐことによって再生すると考えられています。ならば、今回明仁天皇は生前退位したのですが、徳仁天皇が大嘗祭で天皇霊を引き継ぐまでは、その天皇霊は退位したはずの明仁天皇に存続していたと観念されているのでしょうか。

② 大嘗祭の主基殿と悠紀殿の中では新天皇が祖先神と新穀を共食したり、大嘗祭中の秘儀といわれる真床大衾（まどこおおふすま）に横たわり真綿に包まって神武以来の天皇霊を身に帯びるそうですが、その時の卓と床は、京都時代には伊勢の方向に向けて南北から東南方向に傾けられていたそうです。そうであれば前回も今回も大嘗宮の場所が京都から東京に移転したので、その卓と床はほぼ真西に向けられなければなりません。それとも「前例踏襲」でやはり南東方向に傾けられたのでしょうか。そうするとマーシャル諸島方面になりますが、そこにご先祖がおられるとは考えにくいです。いったいどちらを向いたのでしょうか。

ま、①も②も、天皇信仰がない私にとってどうでもいい問いなのですが、世間には天皇幻想にまどろんでいる方も少なからずおられますから、その幻想から解き放してあげたいのです。大嘗宮のなかには誰

も入れないでしょうが、それを準備した宮内庁職員、掌典職のだれかがこっそり教えてくれないかな。

次回は、年明けて1月24日（月）11：30～と決まりました。

最後に、初めて傍聴した身としては、加島宏先生、中島光孝先生はじめとする永年にわたって政教分離訴訟を闘ってこられた大阪の弁護士団と、地元京都の弁護士団が、共同して代理人を務めておられる強靱な布陣を目の当たりにして安堵いたしました、というのはお節介な目線ですかね。

以上



準備書面3  
陳述要旨  
中島晃弁護士

【はじめに】

この準備書面は、これまでの準備書面に続いて、知事などの参列とそれともなう公金支出が政教分離に違反することを具体的に明らかにするため、天皇の代替わりにもなう大嘗祭と抜穂の儀等の一連の儀式について、古代から現在に至るまで、どのように歴史的に変遷をしてきたのか、またそれが宗教儀式として、どのような意義と特質をもつものであるのかを述べるものです。

1 大嘗祭の歴史的変遷

(1) 古代大嘗祭の成立

大嘗祭は、天皇が皇位継承に際して行う宮中祭祀ですが、新天皇が即位した後、新穀を天照大神に供え、自身もそれを食する神饌供進と共食儀礼を中心とする祭祀であり、天照大神の神威を享受するものとされてきました。

大嘗祭について、格別の規模のものが執行されたのは天武天皇（在位673～686年）の時が初めてであり、また、持統天皇（在位690～697年）の時から、初めて「即位礼」と「大嘗祭」という2つの即位儀式が行われることになりました。

また同時に7世紀後半になって大嘗祭は、国郡制に基づく悠紀、主基国を点定し、全国土を統治する

服属儀礼として、律令制とともに展開することになりました。

#### (2) 中世・近世における大嘗祭

平安期に入って仏教思想が浸透すると、天皇は仏弟子とされ、天皇の即位にあたっては即位灌頂が行われました。こうした仏教にもとづく即位灌頂は後三条天皇の即位（1068年）に始まり、孝明天皇（1846年即位）まで続きました。

その一方で、大嘗祭は、応仁の乱以降、9代、200年以上にわたって中断することになりました。その後1687（貞享4）年の東山天皇（在位1687～1709年）の即位のときに一旦復活しますが、その後も何度か中断します。

このように、中世から幕末まで、天皇の即位の際には、即位灌頂が途切れることなく行われてきたのに対し、大嘗祭は長期にわたって中断するなど、もはや天皇の代替わりにあたって必須の祭祀ではなくなっています。

#### (3) 抜穂の儀の歴史的変遷

大嘗祭の形骸化にともない、抜穂の儀もまた形骸化していきました。

近世・江戸期における悠紀・主基斎田は、いずれも京都御所から約30km以内にあり、禁裏御料・仙洞御料・公家領・幕府直轄領・京都代官所支配に限定されているなど、明治以降の斎田点定が全国的規模で行われたことと対比すると、近世は形ばかりのものとなっていました。

#### (4) 明治維新と大嘗祭

1867（慶応3）年の王政復古の太政官令により、天皇を中心とする新政府が成立すると、明治政府は、1868（慶応4）年3月、神仏判然令などにより神仏習合を否定し、神道を仏教から独立させました。

こうした中で、明治天皇の即位にあたって、仏教儀式としての即位灌頂は廃止され、これに代わって、天皇の代替わりの宮中祭祀として大嘗祭が大規模に執り行われることになったのです。

1871（明治4）年11月の大嘗祭に先立って行われた抜穂の儀では、この儀式は、地方官に命じて行わしめるものとされており、このことは、律令制のもとでの地方官＝国司に対応する地方官である府県知事（大参事）が、天皇の代替わりにあつて、天皇に服属することを宣明する儀礼、すなわち服属儀礼であることを示すものです。

## 2、近代の大嘗祭と抜穂の儀

### (1) 神仏分離と国家神道の創出

明治政府は、神仏習合を否定して、神道と仏教の分離をはかり、全国の神社を、伊勢神宮をその総本山とするピラミッド構成に再編しました。

また、天皇を頂点とする支配体制を確立するために神社神道を皇室神道の下に再編成して、天皇祭祀に国民を動員する制度として「国家神道」がつくられていきました。

### (2) 旧皇室典範と登極令

1889（明治22）年2月、大日本帝国憲法（以下、「帝国憲法」という）が制定公布され、これを受けて旧皇室典範も制定されました。

古代以来、即位の儀と大嘗祭の両者は別個の行事でした。大嘗祭が挙行できなくても、即位の儀は必ず行われてきたことはさきに述べたとおりです。

ところで、この両者がひと続き行われることになったのは、1909（明治42）年2月制定の登極令にもとづくものであって、新しく定められたものです。

このように、即位礼と大嘗祭が一体化することになったのは、帝国憲法において、天皇は「神聖ニシテ侵スヘカラス」とされ、現人神とされた天皇の就任の儀礼として、大嘗祭がもっともふさわしい舞台とされたことにあります。

これによって、旧皇室典範と登極令にもとづく大嘗祭は、古代の大嘗祭の単純な復活ではなく、帝国憲法下における天皇が現人神として神聖性を獲得するために欠くことの出来ない、新しい宗教儀式になったのです。

### (3) 大嘗祭抜穂の儀

そのうえで、「登極令」では、大嘗祭抜穂の儀について、第九條に規定をおき、また、登極令附式で、細かな順序、次第が定めています。

こうして、大嘗祭抜穂の儀は、天皇の神聖性を高め、宮内大臣の指示のもとに府県知事が関与して行われる「国家の宗祀」として新しく形づくられていきます。

## 3、国家神道の形成と

### 帝国憲法下での信教の自由

「国家神道」は、近代天皇制国家が政策的につくりだした事実上の国家宗教ですが、皇室の祖先神で

ある天照大神を祀る神宮（伊勢神宮）が全神社の本宮と定められる一方、祭祀と宗教とを分離するという「神道非宗教論」のもとで、国家神道は非宗教、超宗教の国家祭祀とされたのです。

帝国憲法は「信教ノ自由」を定めましたが、それは国家神道の枠内での宗教活動の容認にすぎませんでした。天皇は神聖不可侵の現人神（あらひとがみ）とされ、国家神道の最高祭司として祭祀大権を保持する存在となりました。

#### 4、GHQの神道指令と国家神道の解体

1945年12月、日本を占領した連合軍総司令部（GHQ）より、日本政府に対し、神道・神社を国家より分離することを指令した覚書が発せられました。これにより、従来神社の国家管理制、公教育の場での宗教教育、国家・地方公共団体が宗教儀式を行うことなどが禁止されました。

また、翌46年元旦には、天皇の〈人間宣言〉がなされ、つづいて神道関係法令が廃止されて、国家神道は解体されることになりました。この神道指令は、講和条約発効とともにその効力はなくなりますが、神道指令に盛り込まれた趣旨は、日本国憲法の政教分離と信教の自由の保障に関する規定に受けつがれました。

こうして、GHQの指令による「国家神道」の解体により、天皇が行う宮中祭祀は私的な祭祀（宗教儀式）とされ、また当然のことながら、宮中祭祀に関与する職員（掌典職）は、国家公務員ではなく天皇の私的使用人となったのです。

これによって、政教分離の原則が貫徹するかのようには思われませんでした。しかし、その後、政教分離の原則が大きくねじ曲げられる事態が出現したのです。

#### 5、戦後の大嘗祭—「国家の祭祀」の復活

##### （1）大嘗祭の皇室典範からの削除

1947年1月に制定された現行皇室典範は、第4条で「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する。」と定め、また第24条「皇位の継承があったときは、即位の礼を行う。」と規定し、皇位の継承については、「即位の礼」のみを規定し、大嘗祭に関する規定はおかれませんでした。

このことは、大嘗祭が天皇の私的な祭祀となったことを物語るものです。この点について、1946

年12月5日、衆議院本会議において、金森徳次郎国務大臣は、（大嘗祭について）「これはやはり信仰に関する点を多分に含んでおりますが故に、皇室典範の中に姿を現すことは、或いは不相当であろうと考えておるのであります。」と答弁していることは、このことを裏付けるものです。

##### （2）「平成」の大嘗祭と「国家祭祀」の復活

ところが、昭和天皇から明仁天皇（現上皇）の代替わりにあたって、1989年12月21日、『「即位の礼」、大嘗祭の挙行について』、閣議了解がなされ、この閣議了解にもとづいて、皇室典範に規定がないにもかかわらず、1990年の大嘗祭について、国から皇室の公的活動に支出される公費として「宮廷費」約22億5千万円が支出され、これによって、大嘗祭が「国家の祭祀」として復活したのです。

##### （3）政府見解は「神かくし」

「令和」の大嘗祭も、「平成」の大嘗祭に関する1989年12月の政府見解を踏襲していますが、この政府見解では、古代から受け継がれてきた農耕祭祀であることが強調されています。しかし、大嘗祭をこのように意味づけることは、「神かくし」との批判をまぬがれないものです。

この点に関して、1928年1月7日付官報において「大嘗宮の儀」について、大禮使事務官星野輝興が行った解説では、新天皇が行う大嘗祭は、「神」と「人」が同じものを食することによって神の神性を人が身につけるという「神人共食の儀式」であり、この儀式を経ることによって天皇が初めて神聖性をまとうことができるものとされています。

こうした見解は、戦後もそのまま引き継がれ、「平成」の大嘗祭に内掌典として関与した高宮朝子が、大嘗宮の儀に内陣で天皇に奉仕する2人の采女の役割について述べていることから明らかです。

##### （4）大嘗祭への公費支出は違憲

大嘗祭が新天皇が天照大神の神威を受けつぐ明白な宗教儀式であるにもかかわらず、今回の天皇の代替わりにあっても、政府が大嘗祭について「極めて重要な伝統的皇位継承儀式で公的性格がある」として宮廷費を支出することは、憲法に規定する政教分離に明らかに違反するものといわなければなりません。

こうしたことから、皇位継承第一順位の「皇嗣」となる秋篠宮が、大嘗祭の支出について『天皇家の「私費」にあたる「内廷会計で賄うべき』との見

解を明らかにしたことは当然のこととはいえ、重要です。

しかし、皇室の内部から、こうした意見が出されたにもかかわらず、2019年の大嘗祭もまた、公的性格があるとして、その費用が宮廷費から支出されましたが、このことは、国事行為からも除外され、天皇の私的祭祀であり、神道儀式である大嘗祭が、「国家の祭祀」となって復活したことを意味しており、これが政教分離に違反することは明白です。

## 6、抜穂の儀、大嘗宮の儀への京都府知事の参列

大嘗宮の儀や抜穂の儀などの一連の儀式は、古代の服属儀礼をうけつぎながら、明治以降、天皇を頂点とする国家体制の形成にもなって、新しく「創られた伝統」です。

帝国憲法下での天皇の代替わりにもなうこれらの儀式は、登極令とその附式にもとづいて行われてきましたが、この登極令にもとづく抜穂の儀では、地方長官である府県知事の関与を不可欠とするものでした。ところが、戦後、こうした、帝国憲法下での抜穂の儀での知事の役割がそのまま引き継がれていきます。

このことは、戦後の斎田抜穂の儀においても、帝国憲法のもとでの登極令及び登極令附式の内容がそのまま踏襲されていることから明らかです。

このように、服属儀礼である大嘗祭の一連の儀式において、斎田に点定された地域の知事の参列は不可欠の要素であって、到底社会儀礼などといえるものではありません。

## 7、結び

現在の徳仁天皇の即位にあたって、国事行為である「即位の礼」として行われた一連の儀式は、2019年5月1日に始まり、同年11月10日に終わりましたが、これに続いて大嘗祭の中心儀式である「大嘗宮の儀」が同年11月14日から15日にかけて行われました。これは、帝国憲法のもとで大嘗祭は即位の礼を終えた後、これに続けて行うという方式をそのまま踏襲したものです。

すでに述べたとおり、大嘗祭は、新天皇が悠紀・主基の斎田から献納された新穀を天照大神に供え、自身もそれを食する神饌供進と共食儀式により天照大神の神威を享受し、これによって天皇が聖性を獲得

するという宗教儀式です。

こうした性格をもつ大嘗祭が、天皇の私的な祭祀として行われるのであればともかく、「国事行為」ではないにもかかわらず、「公的性格」があるとして国費を支出することは、政教分離に明確に違反することはいうまでもありません。

のみならず、新天皇が天照大神の神威をうけて天皇としての権威と聖性を獲得するという大嘗祭の宗教儀式としての特質に照して、これを「国家の祭祀」とすることは、「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来」という憲法前文及び天皇の地位は「主権の存する日本国民の総意に基づく」（憲法第1条）とする国民主権の原理と相入れないものであり、立憲主義の見地からいっても、到底許容されるものではなく、明らかに憲法に違反するものといわなければなりません。

原告らは、さらに次回以降、京都府知事らの各行為が憲法に違反し、違憲違法であることを法律上の観点から、より詳細に主張する予定です。

以上

### 公開学習会<<報告>>

一近代日本において天皇制は

どう問われてきたのか一

講師 近藤俊太郎

9月17日近代日本思想史学者の近藤俊太郎さんを講師に、久々に大阪での学習会を開催しました。

講演テーマ、近代日本は「天皇制」をどのようにとらえてきたのかについて、三点に要約しお話しいただきました。

1、ポイントになるのは神道非宗教論という問題であったり、近代の信教の自由の中身、あるいは帝国憲法や教育勅語をめぐる様々な宗教性について。

2、近代天皇制と仏教について、天皇制と浄土真宗の教団との関係について皇室典範を手がかりに。天皇制と仏教がどうかかわってきたのか。

3、近代天皇制とマルクス主義の関係を宗教批判の視点から。カール・マルクスが書いたヘーゲル哲学批判序説に宗教はアヘンであるという文言があります。1930年代の日本のマルキストたちがその理

論輸入のようなことをし、宗教はアヘンらしい、何とかしなくては、と様々運動します。それらの運動に近代天皇制がどう関わってくるのか。

\* (90 分の講演録は、2022 年 1 月発行予定の「反天皇制市民ネットワーク」誌 51 号に掲載します)

## 特別企画・学習会<<報告>> 「自治会と神社」

2021年11月24日、キャンパスプラザ京都で「自治会と神社」に関する問題の学習会を開催した。

最初にこの学習会を持つに至った経過についてKさんから次のような問題提起があった。

京都市東山区に住んでいるKさんは、初めて町内会の会計をやらされて、近くの栗田神社の祭りだけでなく、時代祭（平安神宮）関係の支出も町内会から行われていることを知った。町内の回りの人々は、それらのことについては、ごくあたりまえのことと思っているようだ。Kさんは、現在、われわれは京都府知事相手に主基田抜穂の儀違憲訴訟を闘っているが、もっと身近なところでの「神社の行事への協力や寄付はあたりまえ」という「草の根フェシズム」をも問題にすべきでは、ということだった。

このKさんの問題提起の後、会場からも多数発言があり、やはり、京都はじめそれぞれの地区においても、あたりまえのように自治会費から神社への寄付金や、草刈り等の奉仕活動の割り当てもあるようだ。

また、この集会では、原告でもあり宗教学者のHさんから、同種の問題についての判例が紹介された。

佐賀県鳥栖市において、自治会費から神社への寄付金に同意できないという理由で、自治会費の内、神社費に相当する部分である43円を払わなかったことにより、自治会から排除されたA夫妻が、そうした自治会の行為が違憲違法であるとして提訴した。A夫妻のこの訴えに対して、2002年、佐賀地裁は、判決で、自治会は任意加入の私的団体ではあるものの、本件地元自治会の活動及び運用実態からみてその公共性があると事実認定した上で、①A

夫妻による自治会会員名簿への氏名登載と、②損害賠償は認めなかったものの、③地元自治会による神社管理費の徴収方法はA夫妻の信教の自由を侵害し、日本国憲法20条1項前段、2項などに反する違法なものであったとA夫妻の訴えを認めた。(被告は控訴せず確定)

その他、事務局のYさんからは、自治会が特定の宗教活動をするのは各個人の信教の自由を侵すことになるので好ましいことではないという主旨も入れた、ひたちなか市自治会連合会の「自治体ガイドブック」の例も紹介された。

私はこの学習会でのKさんやその他の発言を聞いていて、特に神社が多い京都においては、いまだに住民は全員地元神社の「氏子」であり、神社への寄付や奉仕はあたりまえという「国家神道」のなごりが強く残っているのだと痛感した。

私が住んでいる寝屋川市でも、過去に自治会からの回覧で地元の神社のカラオケ大会の案内が廻ってきたので、私は自治会長さんに、自治会で特定の宗教に協力するのはおかしいのではと意見を言いに行ったことがある。そのとき自治会長さんは「そんなこといちいち聞いてたらきりがないわ」と嫌がられたが、それ以降、自治会からの神社の行事案内の回覧はなくなった。

だから私は、特に古くから住んでいる人の多い京都ではハードルが高いかもしれないが、廻りの人と摩擦は覚悟で、おかしいことはおかしいと声を上げてゆかないと廻りの人の意識を変えてゆくことはできないのではないかと思う。

(報告 高橋)

### 事務局よりのおしらせ

訴状・準備書面・陳述等書面は当会ホームページで  
<http://noyasukuni.g2.xrea.com/sukidensosyo/cyottomatta.html>

### 引き続きサポーター募集中

\*個人年会費 一口 1,000円 (出来れば複数口)

\*団体賛同金 一口 5,000円 (何口でも可)

郵便振込口座番号 00980 8 3507

加入者名 靖国抗議アジア訴訟団

\*領収証は発行いたしません、振込用紙の受領証を保管ください。別途要領収書の場合は通信欄に明記ください。

## 会計報告 (2020年10月～2021年11月まで)

収 入		内 訳	支 出		内 訳
前期繰越金	395,947		弁護士費	1,245,920	着手金等
会費・カンパ等	839,010	支援会費・カンパ	裁判関連費	18,745	印紙代、コピー等
集会参加費	131,200		ニュース・チラシ等	152,474	印刷、紙、封筒、送料等
雑収入	20,892	物販利益、銀行利息等	事務費・送料	147,150	事務所費、送料等
パンフ販売費	60,935		会場費	182,370	会議室代、集会会場費
借入金	700,000		雑支出	103,000	パンフ、事務用品等
今年度収入合計	1,752,037		今年度支出合計	1,849,659	
			今期繰越金	298,325	
合 計	2,147,984			2,147,984	

## 緊急カンパ要請

いつもご支援をいただき、ありがとうございます。弁護団会議は来年1月の第5回口頭弁論に向けて準備が熱く進行中です。一方、会計は今回報告の通り厳しい状況です（今年度は「借入金」補填で成り立っています）。今後は意見書提出に80万円を支出予定。会計は大ピンチ！

いつも支援いただいている上に緊急カンパの要請、心苦しい限りですが、ご協力をどうぞよろしくお願いします。（会計係）

### ◆◆◆ 前日学習会 ◆◆◆

ー訴訟はいよいよ核心へー

日 時 1月23日(日) 2:45～

会 場 キャンパスプラザ京都

(JR京都駅下車西へ徒歩5分)

\*担当弁護士より、第4準備書面をかみくだいていただきます。

資料代 800円

\*オンライン参加申込フォーム

前日までにzoom参加

のための情報をお知らせします。

<https://forms.gle/ZQFvYqpVNHsZsfv5>



### ◆◆◆ 第5回口頭弁論 ◆◆◆

日 時 1月24日(月)

11:30～

(整理券配布予定 10:40まで)

京都地方裁判所101号法廷

(地下鉄丸太町)

今回は裁判前日学習会を企画しました。よって裁判終了後の集まりはありません。前日集会には是非参加下さい。

..